

令和4年度 第2回小平市特別支援教育推進委員会 会議要録

1 日時

令和5年3月17日（金曜）午前10時から正午まで

2 開催場所

小平市健康福祉事務センター4階 小ホール

3 出席者

小平市特別支援教育推進委員会委員 9名

事務局：教育部長、教育指導担当部長兼指導課長、子育て支援課長、家庭支援担当課長、保育課長、保育指導担当課長、障がい者支援課長、健康推進課長、教育施策推進担当課長、学務課長、地域学習支援課長、指導課指導主事、指導課教育支援担当係長、指導課教育支援担当

4 傍聴者

4名

5 配布資料

(資料1) 令和4年度特別支援教育取組状況に係る調査結果

(資料2) 自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置について

(資料3) 小平市立学校における医療的ケアの実施に関する在り方について(案)

(参考資料1) 小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画（冊子）

(参考資料2) 小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画概要版

6 次第

(1) 議題

①令和4年度特別支援教育取組状況に係る調査結果について

②自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置について

③小平市立学校における医療的ケアの実施に関する在り方について(案)

(2) その他

7 会議の概要

(1) 令和4年度特別支援教育取組状況に係る調査結果について

資料1に基づき事務局から内容を説明する。

以下質疑応答

(委員)

資料の21ページで、学習補助員について、人的支援が不足していると、担任一人では支援が難しいところがあると記載されているが、市民から来年度全ての小学校で時間数が減少すると聞いたが、その事実をまず確認したい。

(事務局)

学習補助員に関しては、市の予算額としては増額しているが、時間数としては1割程度減少している。この理由としては、最低賃金の上昇に伴い、時間数としては減少させざるを得なかったという状況になる。

(委員)

予算が足りないからと言われても、実際に現場では必要という中なので、理解できないが、それで仕方がないという方針なのか。

(事務局)

人的支援に関しては、事務局としては、これからより手厚くしていくことが必要と考えている。後ほどご説明する自閉症・情緒障がい特別支援学級の開設に向けて準備を進めているが、まずは通常の学級で支援を行いながら、共に学ぶということを第一に考えたいと思っている。通常の学級において支援ができる体制を充実させるということが非常に大事と考えている。今後、人的配置についてはできる限り充実させていきたいと考えている。

(委員)

平均的に減少させるということだが、必要な人にいきわたるように、予算が足りないのであれば、足りないなりの措置を行っていただきたい。

(委員)

いろいろ質問したいことがあるが、学習補助員が増やせないということは予算的なことなのか、人員の問題なのか、資料を見てお聞きしたいと思っていたが、予算の問題ということは分かった。学習補助員をどれだけ手厚くしていくかというところで、予算が不足しているということはよくわかったが、通常の学級の方で、インクルーシブ教育につながることだと思うが、小平市で配置している学習補助員の数というのは他市と比較してどの程度なのか、今後どの程度まで引き上げていく努力をしないといけないのか伺いたい。

(委員長)

それぞれの区市町村で工夫して支援員を確保していくというところがあると思うが、東京都の比較というデータで情報提供できるものがあればお願いしたい。

(事務局)

正確な数字の方は持ち合わせていないが、小学校の通常の学級では、各校に年間2,200時間から2,400時間学習補助員を配置している。都内26市と比較すると、比較的充実しているものと認識している。

(委員)

小平市のホームページで学習補助員の募集をしているが、要綱を見ると資格などは不問となっている。お問合せした際にも資格は不要ということだったが、わが子の手がある程度離れたので、私自身も支援に入りたいと思ったときに、発達障害だけでも幅があるので、わが子以外の障がいのお子さんの支援に入るのは非常に不安を感じる。お子さんに対して、とても責任があること。私は港区のNPO法人の学習支援員資格を取得したが、非常に中身の濃い発達障害全般の勉強をできた。小平市でも人は足りているかもしれないが、市の方で研修会等をして、関心がある方や経験のある方に実際に支援に入る感触を感じてもらい、ハードルを低くしていくことで、そういった人材を確保していくことができれば、配置時間が減ってもきめ細かい支援が行えるものと思う。支援が厚くなる方法を多角的に考えていただければと思う。

(事務局)

学習補助員については、年間3回の研修を年度初め、夏季休業前、年度終わりに実施している。特別支援教育の理解や発達障害の児童・生徒に対する指導の在り方等について講師から御指導いただくとともに、学習補助員同士の情報交換を行っている。各学校での状況や子供たち自身にどういった支援を行うべきか情報交換を行う時間を設定している。来年度も引き続き実施する予定であり、学習補助員の資質・能力の向上に今後も努めていく。

(委員)

学習補助員の件で、何らかの資格、例えば看護師の資格を持っていたとしても学習補助員の業務には関係なく、資格を要する介助は一切してはいけないという今の小平市の状況であるのは問題だと思っている。対応すべき子がいるのであれば、研修を受けて知識を持ったうえで、対応していけるようにすべきところ。身体的な介助が必要な方については、ケースバイケースだと思うので、必要な配慮ができる方を配置すべき。学習補助員の制度としてこれでいいのかというところはある。必要など所に逆行して時間数を減らしているところも疑問であるので、増やしていく方向にもっていただければと思う。

(委員)

学習支援員の資格の勉強をしている中で、先生がカバーしきれない部分もあると感じた。そこもすべて先生が行うのでは成り立たない。学習補助員は表には出ず、先生が授業をしていく中で、困っているお子さんとの間に入って

いくものと認識しているが、補助員になる前に具体的にどういったことをやって欲しいのか説明があっても良いと思う。授業を行わないからなのか、専門性を問わないとあるが、発達障害においては本当にちょっとした声かけ一つでお子さんに対して傷をつけてしまうことがある。ノートを取らない子どもがいて体罰を与えたという報道があったが、私からするとノートを取るのが苦手なお子さんであったことと思が、そういったところの間を補助員が取り持つ。場面緘黙があるお子さんに先生のご厚意でみんなの前で発表できるように機会を設けて問題となったケースもあるが、先生がすべて正しいとも限らないので、支援に入る学習補助員は、この子はこういう特性があるからこういう行動に出るのではないかと、先生と子どもの間を取り持つ必要があるので、ある程度の専門性は必要だと思う。

(委員長)

通常の学級の中で、個人の学習や学校生活を充実したものにしていくために学校の中で学校生活支援シートをきっちり作成し、どの部分を教員がやって教員だけではできない部分をどのように個別に支援をしていくか、個別に合理的配慮として、どのような支援をしていかなければならないのか学校で共通認識してやっていく必要がある。その必要な部分、教員だけではできない部分に対して、どのような専門性をもった支援員を確保するのか、提供していけるのかそういった仕組みや流れを抑えて対応していく必要がある。区市町村の中には、学生でもいいというところもあり、資格がなくても人がいればいいというところもある。在籍学級でどういう子どもを支援員に対応してもらうか、目的と方法、役割分担を定めていくという手順がなければ、学級にいろいろな子どもたちがいる中で、支援員に丸投げのような体制でやっているところも実際にはまだある。児童・生徒との関わりということで、研修等で公印の役割分担を意識付けしたうえで、支援ができる方を確保し、難しければ研修で支援員の専門性を担保していくという方向で考えていただければと思う。

(委員)

12ページの読み書きに困難がある児童・生徒の支援について、この人数が今まで小平市で示されたことはなかったと思うが、どういった人数になるか。

(事務局)

こちらの人数については、アセスメントを行った人数又は担任の先生が学校生活を観察して、読み書きに困難がある疑いのある児童・生徒の人数となっている。

(委員長)

国の調査のチェック項目に準じているということで良いか。

(事務局)

この調査結果の人数は、具体的な検査をして発見したという人数ではないということになる。

(委員長)

担任の先生の印象と言ってはおかしいが、担任の先生の視点で読み書きに困難があると思われる児童・生徒の人数ということか。

(事務局)

丁寧にアセスメントを行ったうえで、お子さんに対しての支援の手だてを考えていくための数値として、まずは担任の先生の視点という大きい枠の中で、支援が必要な人数を把握するために調査を行った。

(委員長)

読み書きに困難がある子どもを見つけるために、特別支援教室の対象でなくても、担任の先生が検査の対応をする区市町村もあると思うが、そのようなイメージになるか。

(委員)

以前からお願いしているが、読み書きアセスメントの実施について。以前私が申し上げていたのは、都の方で出しているアセスメントだったが、先日ご紹介させていただいた港区のアセスメントはかなり簡易的なものだった。方法は私が以前申し上げていたものより簡易的なもの。最初にお手紙をお配りして、保護者の方にアンケートを取り、読み書きの動作についてあるポイント以上の方にアセスメントを受けないかと案内する。アセスメントに来る方は、保護者も子どもの読み書きが少し怪しいと思っているような状態。このうち、約3割が読み書きに支援が必要となっている。日本財団の補助が付いて、アセスメントも費用負担がないものが他区で実施されていたが、まだどこかの自治体で継続してやらないかと募集している。どの程度ニーズがあるのか把握してほしい、検討していると以前から要望しているので、できれば年度を区切って、実施の目途を立ててほしい。

ユニバーサル化について、11ページのICT機器の活用というところにプリント類のデータ配布を以前からお願いしている。プリント類がデータ配布されれば、学習者用端末の読み上げ機能を使える。教員間でICTの活用状況に違いがあるので、一律には難しいとお話があったが、ICT機器の活用というところにプリント類のデータ配布という内容は入っているのか。

(事務局)

学習者用端末の活用については、教員の技能スキルは向上している。発言やノートを取ることが苦手なお子さんについて、学習者用端末で記録をしたり

している。資料の配布というところでは、書くことに困難さのあるお子さんには、板書を撮影したデータをグーグルクラスルームにて配布している。

(委員)

それは各学校でということになると思うが、小平市内の全小・中学校に共通のルールとして実施しているのか、校長の方針次第ということになるのか。

(事務局)

学校での取組については、研修会等や学校訪問の機会に教育委員会からも提案しており、特別支援教育に関わるところだけではなく、学習者用端末をはじめとした ICT 機器の活用の仕方は全校で共有している。お子さんの実態や要望に応じてということもあるので、全校で必ず行ってくださいという状態ではないが、啓発活動は積極的に行っているところである。

(委員長)

デジタル教科書なんかは広く活用できるようになっていると思うが、読み書きが困難なお子さん、特に低学年でディスレクシアのタイプのおさんは授業前に耳から情報を入れたりして、教材をしっかり理解していくような準備、予習的なものやっていると授業の中でみんながどんな内容をやっているか理解しやすい。そういった個別支援をしているようなところもあると思うが、特別支援教室では、教科の補修はできないので、通常の学級の中でデジタル教材を使いながら、有効な情報の獲得の仕方とかを個別の支援として通常の学級の中で実施できるような教科書もある。それ以外の読み上げ機能等を全部の学校でということではなく、必要な子が必要なときに使えるような整理をしていただければと思う。

(委員)

読み書きに困難がある子は本当に気づかれない。文科省の調査で人数が出ているが、ようやく少し見つけられるようになってきたといったところ。小学校から中学校で、読み書き困難な子が減っているが、これは小学校で読めなかった子が中学校で読めるようになったわけではない。不登校になったりして、気づかれなくなっただけ。中学校以上になると、読み書き困難が学習不振の原因にもなり、これが不登校にもつながってしまう。子どもが学校で楽しく学ぶということのために喫緊の課題なので、まずはアセスメントの実施を切実にお願いしたい。

(委員長)

小学校でも理科や社会で難しい言葉が出てきたときに躓いてしまう子もいる。学校によっては、中学校で教科担任が板書するときにはふりがなを振ったりして、ユニバーサル化の視点からも理解しやすいように授業を工夫してい

る学校もある。合理的配慮を受けているというところで、高校受験でも配慮の対象となる。そういったものを小・中学校の中でも継続して引き継いでいくような取り組みを行っていただきたいと思う。

(2) 小学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置について

資料2に基づき事務局から内容を説明する。

以下質疑応答

(委員長)

小学校も中学校も3教室分使うということだが、設置としては1学級で8名ということか。

(事務局)

初年度は小学校で2学級を予定している。

(委員長)

2学級で3担任ということで、最初から2学級はニーズがあるという想定か。

(事務局)

そのように見込んでいる。

(委員)

小学校の方の説明会に参加した。定員として8名の2学級では希望者全員が入れないのではないかと。現在不登校や、毎日大変な思いをして登校している切羽詰まった保護者の声はかなり聞こえたかと思う。初年度入れなかった時に、来年度入れるかどうかわからないまま過ごすということになるのか。例えば入れなかったとしても、今とは違う、改善していくような仕組みはあるのか。

(委員長)

今後入級判定基準を検討していくと思うが、キャパシティの問題の対策等で考えていることがあればお答えいただきたい。

(事務局)

学級の設置に向けては、ご意見いただいたように、学校と事務局が連携して入級を検討していかなければならないと認識している。通常の学級での合理的配慮、例えばICT機器を活用することや、学習者用端末を活用してできる支援。また、お子さんの実情に応じた手だてというところでは、学習補助員の人的支援も含めて、丁寧にアセスメントを行ったうえで、小平市全体の特別支援教育の充実を図っていききたいと思う。

(委員)

ICTの活用という言葉がよく使われるが、具体的にどう活用されるかが保護

者としては気になるところ。例えば情緒固定学級の入級を希望される方というのは知的な課題はないが、通常の学級に入っていくのが難しいお子さんだと思うが、ICTの活用というところでは、同じ教室と一緒に授業を受けるということをしなくても、同じ学校の別室で、同時中継で授業を聞くことができれば、入級できなくてもICTを活用して、安心できる場所で授業を受けることができる。公立の学校では難しいところもあると思うが、ICTの活用と一言で言うのではなく、具体的に何をするか、何ができるのか。今すぐにできることでなくても、こういった方向で考えているかということ保護者が知ることができれば、安心材料になる。今の状態で足踏みするというのは保護者としてつらい状況である。子どもの成長は早いので、少しでも早く改善される仕組みをつくってほしい。説明会でも御意見があったと思うが、保護者の生の声を聞いていただく場をつくってほしい。保護者の思っていることと、実際にできることがすれ違うこともあると思うので、フォーマルな場でなくてもいいので、情報交換の場を設けていただきたい。

(委員長)

東京都は特別支援教室の方が多くて、固定学級が少ない都道府県となっているが、ここ数年は特別支援教室の対象となる子どもたちに、もう少し時数をしっかりと確保して、自立活動中心の指導を集中的にやっていく必要があるタイプの子どもが増えている。都の多く、自閉症の学級が設置されていない学校は不登校の子どもが多い傾向がある。

少人数の学級なので、入級する子どもの障害の状態によって、かなり子どもたちの関係性や教育課程の中身が変わってくる。今後、中学校にこの学級を設置していくときに、教科中心の教育課程となっていくが、3学級では多くても3種類の教科の先生でしか担当が配置されない。そうすると学級によっては、体育・体育・音楽の先生が英語も理科も指導するという事態が発生することになる。そうするとそこでも学習の保障というところが難しくなってくる。設置校の中で、他の通常の学級で指導を行っている教科担任の先生に授業をしてもらえるか、また非常勤の教科担任がどれだけ必要なのか。実際に入級する子どもの状態、学級編制の仕方、教育課程の問題や入級判定を知的固定学級と同じ方で一緒にやっていくのか。実質的な問題というのはすごく多いと思うので、その辺を整理しながら計画をすすめていただきたい。

子どもたちの居場所として、安定して落ち着いて勉強ができる場所にするというところを示しながら、必要に応じて通常の学級の子どもたちと交流して一緒に勉強していけるようにする。個別教室の中でのICTを活用した学習の研究等を見極めながら、検討して行ってほしい。

(委員)

令和6年度に開設する小学校の方は数を増やしていくという計画は具体的にあるのか。

(事務局)

今後の状況を見ながら学級を増やす予定となっている。

(委員)

市内全域から通学するのであれば、学校を増やす予定はないのだろうか。固定学級の設置については、インクルーシブ教育と逆行しているのではないかという意見もあるが、現在の環境では子どもたちにしわ寄せがいくことになる。私見だが、現時点で情緒固定学級を設置するというのは子どもたちの緊急避難先をつくるということ。みんなが同じ場で学ぶというインクルーシブ教育にはまだ数年かかるでしょうから、しばらくの間として用意していくものと思っている。

(委員)

緊急避難先ということだが、課題があるから通常の学級では学習保障が難しい子が特別支援学級に行くということになると、通常の学級では合理的配慮を諦めてこの学級を設置するという認識になるのか。

(事務局)

まずは通常の学級の中で学べるよう合理的配慮をすることが第一と考えている。学校の方で配慮しながら学習を進めていく中で、子どもの学習の状況を見て、固定学級の方がこの子の力を一番伸ばせるとなった時のために設置していく。

(委員)

資料1のユニバーサルデザイン化のところや他の支援に関する項目でも、実施していない学校の方が多い項目が見られたが、やっていない学校に対する指導等は行っているのか。

(事務局)

そこは御指摘のとおりで、まずは通常の学級の中での取組みをアセスメントするところを、より力を入れてやっていかなければいけない。校内委員会の項目を見ても、全校での取組みができていないところについては課題がある。一人の教員だけではなく、複数の教員で子どもの学習状況を捉えて、一人一人の子どもが力を伸ばしていける学習環境を見定めていく必要があるので、今後も各校の取組について、状況を確認しながら助言を行っていく。

(委員長)

特別支援教育の進捗状況について、タブレット端末も配備され、通常の学級でも最適な学びというところが重要視されてきている。障がいがあっても、

個別最適な学びということで、通常の学級の中でも支援を行っていき、多様な子どもたちがいる中でお互いに尊重し合うような関係づくりをしていくというところ。個別の支援の部分というのはもっともっと拡充していく部分が必要だと思うし、特別支援教育の推進計画だけではなく、小・中学校全部の教育改革として取り組んでいく必要もある部分。国の動向をみながら、そういったところとの整合性を取るところも意識していただければと思う。

(3) 小平市立学校における医療的ケアの実施に関する在り方について(案)

資料3に基づき事務局から内容を説明する。

以下質疑応答

(委員長)

小平市内の18歳未満で医療的ケアが必要な人数の把握などはどの程度しているか。

(事務局)

数としては非常に少数と認識している。

(委員長)

子どもの医療的ケアの実施のあり方については、特別支援教育推進の中の位置づけとしてのものなのか、小平市全体として乳幼児期から大人も含めた医療的ケアの推進計画があるということになるのか。小平でセンターをつくるわけではないと思うが、学校だけではなく小平市全体での医療的ケアが必要ななどの年齢の方に対しても看護師の配置や機器の整備をしていく等の推進計画が別にあるのか。

(事務局)

市の医療的ケアに関しての方向性や、それに基づいてどのようにケアを行っていく等については、現時点において調整中になる。

(委員)

おそらく市立学校に医療的ケアが必要なお子さんが入ってきているので、教育委員会でガイドラインの作成を行っているということだと思うが、小平市の福祉計画の中で医療的ケアのことも触れられていて、医療的ケア児を支援する連絡会というものもある。有識者や当事者家族が連絡会で話し合っているところがあるが、学校でのガイドラインを検討していくうえで、この連絡会との兼ね合いをどのように考えていくのか。教育委員会で検討し、連絡会でも検討していくのか、それとも一緒に検討していけるように協議の場を設けるのだろうか。どういう関係性で進めていくのかお聞きしたい。

(事務局)

委員からお話があったように、小平では連絡会が既にあり、医療機関等との顔がみえる関係づくりをするというところで、任意の団体さんが集まって情報交換等を行っているところ。ガイドラインについてだが、学校等の現場で医療的ケアが必要な方の受け入れに際して、個別に設定していくというところも必要なことと思うが、必要に応じて連絡会でも情報共有の場を設けられるといいのではないかと考えているところ。

(委員)

ちょうど先日、公立の小学校に通っている医ケア児の保護者の方とお話しする機会があり、その後にこのガイドライン（案）を見たので、タイムリーな話題と感じている。現状として、公立小学校に入学した肢体不自由のお子さんで、1年間保護者の方が毎日学校に来て、食事・水分補給・痰の吸引を行っている。学習補助員も配置されているが、その子のことをよく知っていても、そういったことはさせていただけしていない。保護者の方の体調不良等により、学校に行けない日は本人も学校に行けないという日を過ごしていると聞いて愕然とした。このガイドライン（案）を見て、1年間かけてあり方の説明・検討があり、1年間かけてガイドラインを策定して、実際に来年の4月に医療的ケアができるかという、たぶんそうではなくて、実際には2年くらいかかるのかな、という印象を受ける。実際に困っているお子さんがいるので、ガイドラインができてから実施するのではなく、保護者の方や医療機関の方と連携をもって実践する中で、ガイドラインを作成していくということはできないものかな、と思う。現状困っている方がいるのはおかしいと思っているので、早急に取りかかっていたきたい。

(委員長)

実際に今、小平市で保護者の方が対応しているという状況があるということなので、そんなに件数があるわけではないと思うが、一人一人の対応というところで実績をつくっていただければと思う。今まで医療的ケアの対応というところだと、比較的重度心身障害のお子さんが多くて、看護師が常駐していて、スクールバスも医療的ケアに対応できる特別支援学校に通うという体制が中心だった。ここ数年、日本では医療的ケア児が増えており、16歳未満の医療的ケア児が約2万人いる。生まれてすぐに気管切開をして、人工呼吸器をつけて、知的には遅れがない、運動もできる、けれども人工呼吸器をつけているという医療的ケア児も増えてきている。そういったお子さんですと、早期の段階だと保護者の方の就労支援自体も必要になってくるので、家庭に看護師を派遣する居宅訪問等の制度を用意しながら、保育園・幼稚園でも受け入れをしていく、就学したときには学校で受け入れをしていく。そこでも看護師の配置も必要だし、主治医との連携が各学校で必要になってく

る。学校の中でのいろいろな活動の制限も出てくると思うが、そういったところの管理、周りの子との関係づくり、人工呼吸器の場合だと電源が必要なので、常時稼働できるような設備、台風や停電の時の対応や災害時の避難所の確保等をかなり一個一個詰めて考えていかなければいけない。兄弟児の支援や保護者の支援を行っていく必要もある。最近だと府中市に去年できたところだが、都でも支援センターを情報共有としてはできるが、市でこまめに緊急対応も含めて、新しいタイプの医療的ケア児の支援の体制をつくっていかなければいけない。重度心身障害の方や大人の方の対応も必要。そういったところも整理しながら、市で一体としての計画を作成し、その中で学校としてこういった対応をしていくという計画づくりがすごく重要になってくるかな、と思う。先ほど委員がお話しされていたように、市全体で連携していくという取組身が必要かな、と。

(委員)

実際に保育園現場でも医療的ケアが必要なお子さんがすでに入園されていることもあり、入園を希望で見学されるということが去年・今年と本当に増えてきている。その中で、私立保育園協会としても、市としてのガイドラインや考え方、受け入れについての仕組みづくりに早急に取り組んでほしいというところを要望書として提出させていただいた。この資料が出たときに、市全体でのガイドラインができたのだろうと思ったら、市立学校ということで少しショックを受けた。実際に受け入れを行っている保育園では看護師が必要で、園に常駐している看護師は他の業務もあるので、個別に看護師を雇って対応している現状がある。保護者の方が見学にいらした際に、医療的ケアが必要なために長時間働けない、働けないから保育園の入園要件に医療的ケアがあるわけではないので、入園できない。どうしていいかわからないと涙ながらに相談される保護者の方もいる中で、数は少ないと思うが、支援が必要な方がいるので、早急に仕組みづくりを進めていってほしい。

医療的ケア児の定義はとても難しいのだと思う。いろいろな自治体でも様々な定義されているが、小平市では少数であっても、困っている方を尊重して定義づけしているのかと聞きたい。また医療的ケア以外にも難病で支援が必要な方や知的障害がなくても確実に支援が必要な方がいる中で、小平市としてどのようにケアしていくのかというところをお聞きしたい。

(事務局)

委員から保育園の医療的ケアの対応というところでお話しいただいたが、保育園についてもガイドラインの作成をしているところである。各園の御事情や各市の状況も把握しながら、なるべく早く保育園での医療的ケアの体制を整えられればという点で進めている。人的支援や金銭目での支援も含めて検

討しているところで、一番大切なのは医療的な知識やアドバイスを受けながら市として現場での取組みを推進していきたい。お医者さんからこういったところまで対応できるのかも助言いただきながら、受け入れ体制を考えていきたいと思う。

ただ、委員からもお話しいただいたように、現在も医療的ケアが必要なお子さんや入園申込時に相談されている保護者の方もいるので、ガイドラインができるまでの間は、障がいがある方と同じ支援の枠の中で、支援していくということ考えている。それだけでは不足している部分に対して、早めに受け入れ体制を整備していきたいと考えている。

(委員長)

これから医療的ケアが必要な子どもたちがもっと増えていくだろうということもあるし、拠点的にきちっとできる場所を決めていくことや保護者支援も含めていくと、児童発達支援事業や放課後等デイサービスでの受け入れも考えていく必要も出てくると思う。それから、看護師も今の段階では見つかるかもしれないが、子どもの吸引が苦手な看護師さんもいるので、看護師の育成もこれからは重要になっていくと思われる。そういったところも総合的に考えていかないと小・中学校での受け入れは広がっていかないと。ケアが必要な子だけが増えていって保護者が対応しなければいけなくなる。一人二人の時に体制づくりをして、その子をモデルとして受け入れを広げる動きが必要と思う。特別支援学校のお立場からなにか御助言等いただけるか。

(委員)

教員生活の半分は肢体不自由の特別支援学校にいたので、医ケアとは関わりが深い。都では、肢体不自由の特別支援学校以外でも医ケアの体制整備が進んでいて、本校にも必要とするお子さんがいるので、非常勤看護師が対応している。平成4年から東京都で医療的ケアとしてやってきているが、それまで医療的ケアという言葉はなかった。医療行為か生活行為になるかということだったが、医療技術が進歩したところで、家庭でもできる医療的ケアが多岐にわたるようになってきた。小平特別支援学校では非常勤看護師が30名ほどいる。それで医療的ケアを実施している。東京都教育委員会に医ケアの委員会があって、お医者さんが参加できる時間から開始するので、都庁で夜7時から12時近くまで会議をしていたこともある。そういった中で御助言いただきながらガイドラインを策定していった経緯がある。

実際に小学校入学してから、半年くらいは医療的ケアがはじまらないというか、はじめられない。現在はその期間を短くするというので、都の教育委員会では、保育園や就学前の面接に教員や看護師が訪問して、なるべく保護者が付き添う時間をなくしていこうという取組みが始まっている。モデル校

がいくつかあって、保護者負担減らしていく方向で動いている。また、令和5年度からは保護者が付添中にテレワークができるように、環境整備を進めていくことを予定している。医療的ケアの実施が決まるまでは、主治医の方から、学校にいる指導医と看護師がケアの内容について、保護者の方も一緒に立ち会いながら研修を受けていく。その作業を短くすることが現在取り組まれているところになる。医師の指示でしかできないことになるので、医師との関係が緊密でなければならない。主治医の方に学校の指導医になっていただくということもお願いする形で進めている。ただ、夜間の様子は学校では把握できないので、宿泊行事に関しては保護者の付添が必要ということが全都立学校で共通しているので、そこはまだ保護者の方の付添が不要ということにはなっていない。

私が特別支援学校の教員だったころは、保護者に付添をお願いして、他の保護者に今ご飯を食べているよ、というところとかを別室からライブ中継しているようなほほえましい場面もあった。今は肢体不自由の特別支援学校では、学校介護職員という介護の資格を持った方が介護を行っている。先生、学校介護職員、看護師という体制で教室にいて授業を行っている状況になる。

(委員)

小平市で現在医ケアが必要な方への対応がどうなっているのかお聞きしたい。

(事務局)

現在保護者の方には終日付添っていただいている状態で、先ほど御意見いただいたように、すでに子どもが学校生活を送っている中で必要があるという状況は認識している。

一方で、先ほど委員長からもお話しいただいたように市全体での体制を整えたいうえで実施するという必要も状況で、ガイドラインを策定する前に医療的ケアを行うということが現状では難しい。

(委員)

資料2の2ページの対象者のところに、学校における医療的ケアの実施が可能と判断した児童・生徒とあるが、医療的ケアを受ける権利があるかどうかを市で判断するということになるのか。

(委員長)

対象者の部分で、この書きぶりだとできないことがあるという受け取りができてしまうが、できることを対応していくという考え方になるか。教育委員会での考え方があれば教えてほしい。

(事務局)

法律で示されている趣旨は踏まえながらも、当該のお子さんの安全な学校生活が保障されていることが非常に大事と捉えている。学校としてどこまでの体制が組めるか、学校ごとの状況やその時の学校の実情も影響すると思うので、そういったところを含めながら、どういう形でお子さんの安全な学校生活を確保できるかを判断していく必要があると考えている。ここはガイドラインを策定する際の非常に大きな検討課題と思っている。それぞれの自治体のガイドラインを見ながら進めているところだが、自治体ごとに異なっているので、どのような児童・生徒を対象にするか検討していく。繰り返しになるが、子どもが学校で学ぶ際に安全確保できるかということが非常に重要である。

(委員長)

受け入れないということではなく、保護者の方と一緒に考えてできることをやっていくという位置づけであってほしいと思うが、酸素管理が必要なお子さんなど、どうしても緊急対応が必要となる場面があったり、吸引の回数が多いお子さんの場合などは、学習場面に入っていくということも含めて不安で心配となるお子さんもいる。そういう場合は、時間や曜日を区切って実施している区市町村の事例もある。

少しずつ対応を拡充していける部分を考えていき、まったく対応できないということはない体制をぜひ考えていっていただきたい。

それでは、時間も過ぎているので、次第の3に進みたいところだが、本日は委員の任期最後の会議となるので、全体を通して何かあれば。

(委員)

児童発達支援センターは障がい者支援課の管轄というところだが、指導課と連携を希望していると思う。読み書きに困難があるお子さんの保護者の方から、学校の先生に相談したが反応が良くなく、どこに相談すればよいのか、という相談を受けた。紹介する前に私の方からセンターに問合せさせていただいたところ、相談を受け、必要な場合は検査が受けられるとのことだった。ただ、読み書きのアセスメントは実施していないので、外部機関の紹介になるとの御回答だった。学校の先生に相談しても学校からセンターには繋がらなかったということを報告させていただく。学校に相談があった際には、学校の先生から児発センターへ繋がられるようなアドバイスをさせていただきたいと思う。

また、ぜひ児発センターで読み書きアセスメントができるような体制をつくっていただければと思う。読み書きアセスメントは専門的な資格が必要ないと聞いているし、WRAWSSやSTRAWは私でもできるので、人材を揃えていただいて、センター内でアセスメントを取り、所見をいただき、学校でこうい

う支援が必要ということがわかる体制をつくってもらえればと思う。小学校5年生から英語が教科になっているが、読み書き困難な子どもへの小学校での対応も難しいのではと思う。お金がかかるかもしれないが、教材があるので、児発センターでフォニックス等が使用できるようにしていただきたい。

全体を通してだが、当事者保護者として委員会に参加していつも思うのが、障がいというところの認識について。私たち当事者としては、個人のスキルでできるできないがあるのは特性であって、それが障がいになるかならないかは社会障壁なのではないかと思う。ぜひ教育現場では特別支援教育ということで障壁を取り払って、あるいは少しでも低くしていただきたい。障がいの捉え方という特別支援教育を考えるうえで、一番最初にある意識を教員の研修や市の啓発事業で取り上げていただければと思う。

(委員)

読み書きについて相談で上がってくるケースがあるので、支援体制を整えていくということは考えている。学校との連携については、まだまだというところだと思っているが、教育委員会の指導主事に依頼して、児童発達支援センターを紹介する機会を特別支援教育コーディネーター連絡会等に設定していただいている。地味かもしれないが、まずは関係をつくっていくところを積み上げていきたいと思っている。

(委員長)

まだ御発言いただいている委員がいらっしゃればぜひ。

(委員)

この1年半を通してすごく苦しい、重い会議だなと実感している。私は障がいのある子どもがいるわけでもないが、他県で23年間教員を続けており、その中で7年間、県教育委員会の指導主事となり、県庁での勤務もあって、機会があって東京に来ることになった。事務局の立場もわかり、時間のこともあるし、予算のこともあるし、自分たちもやりたいことがある。こういう会議で出たことをたくさん叶えていきたいのに、それができないという苦しさをすごく実感していた7年間があった。少しでもお役に立てればと思ったが、当事者の方の思いの強さや気持ちというところを痛感して、そうだな、と。言いたいこともあったが、事務局のつらさも感じて、この1年半発言できずにいた。今は教育課程の過渡期で、義務教育というのはすごく変わっている時期になる。そこで対応している先生たち、時間は限られているのに、やることは山ほどあって、でも残業代もない。そんな中で一生懸命指導されている先生方がいる。自分もそれがつらかった。

これから私が市民としてできることは、みなさんの現状を、こういう活発な

会議があるということ、すごい先生がいるんだということを伝えていきたいと思う。障がいのある方、ない方も一緒だが、困った人に対して手を差し伸べられるように、みなさんの話を聞いて知識もだいぶ増えたので、それを生活の中で活かしていければと思う。

私は現在、就職の支援を行う団体に属していて、看護師の求人というのめたくさん見ているが、やはりお金が物をいう。時給が高くないと、いい人材は集まらないというところを肌で感じている。苦しいだろうな、というところも感じているので、一市民として発信していきたいと思っている。

(委員)

小金井特別支援学校の現状をお伝えしたいと思う。本校は新校舎になって、5年が経過した。経過した結果、29学級が来年44学級になる。129名だった児童・生徒が来年は236名になる。5年間で100名以上増えている。何が起きるかという、教室が現在45学級分しかなくて、来年44学級になるので、これ以上学級が増えるとわずか5年で、カーテンで仕切られた教室が誕生することになる。給食でも来年お釜が足りないので、ガスの設置工事をして、ご飯が炊けるように工事を行っている。なぜこのようになっているのかと、小平市の1月1日の世帯数を5年間調べたところ、毎年1,000から1,500世帯が増加していた。農地が住宅地になり、学齢期のお子さんが増える。市内の小・中学校の在籍者数も増えているんですかね。そうすると特別支援にかかるお子さんも増えて、本校では小平市に在住のお子さんが100名を超えている。236名中100名以上となる。本校は小金井市にあるが、一番在籍者が多い市は小平市。就学相談等で、小金井特別支援学校のことをご説明いただくことがあると思うが、教室がいっぱいであり、伸び伸びできるとか、個別にいろんなことができるとか、やりますけれども、少し前の小金井とは状況が変わっているということを確認していただきながらご説明いただきたいというところをお願いしたい。

(委員長)

たくさんのお意見が出たと思うが、小平市の教育委員会での期待というところも大きいと受けて止めながら、特別支援教育の推進を図っていただきたい。

(4) 事務連絡

事務局から来年度の委員の推薦、市民公募の予定を説明した。